

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第32号

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年瀬戸市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>第23条の2 条例別表第1の23の項の規則で定める事務は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第24条及び瀬戸市保育所条例（昭和47年瀬戸市条例第5号）第7条に規定する保育料の納付が困難であると認められる児童の保護者に対して、保育料を減免する事務とする。</u>	
<u>第23条の3 条例別表第1の24の項の規則で定める事務は、瀬戸市一般不妊治療費等助成事業実施要綱第1条に規定する不妊に悩む夫婦に対して、一般不妊治療等に要する費用の助成に関する事務とする。</u>	
第24条 条例別表第1の <u>25の項</u> の規則で定める事務は、瀬戸市就学援助費支給事務取扱要綱	第24条 条例別表第1の <u>23の項</u> の規則で定める事務は、瀬戸市就学援助費支給事務取扱要綱

第1条に規定する経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助をする就学援助費の支給に関する事務とする。

第25条 条例別表第1の26の項の規則で定める事務は、瀬戸市特別支援教育就学奨励費支給要綱第1条に規定する特別支援教育対象者の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、奨励費を支給する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務とする。

第30条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、瀬戸市障害者手当支給条例第8条に規定する障害者手当の支給の制限等に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、当該制限等の確認を要する受給者に係る地方税関係情報とする。

第47条の2 条例別表第2の23の項の規則で定める事務は、子ども・子育て支援法施行令第24条及び瀬戸市保育所条例第7条に規定する減免の対象者の要件に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、当該減免対象者に係る地方税関係情報とする。

第47条の3 条例別表第2の24の項の規則で定める事務は、瀬戸市一般不妊治療費等助成事業実施要綱第3条に規定する助成の対象者の要件に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該助成対象者に係る地方税関係情報とする。

第48条 条例別表第2の25の項の規則で定める事務は、瀬戸市就学援助費支給事務取扱要綱第2条に規定する支給対象者の要件に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第1条に規定する経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助をする就学援助費の支給に関する事務とする。

第25条 条例別表第1の24の項の規則で定める事務は、瀬戸市特別支援教育就学奨励費支給要綱第1条に規定する特別支援教育対象者の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、奨励費を支給する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務とする。

第30条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、瀬戸市障害者手当条例第8条に規定する障害者手当の支給の制限等に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該制限等の確認を要する受給者に係る地方税関係情報とする。

第48条 条例別表第2の23の項の規則で定める事務は、瀬戸市就学援助費支給事務取扱要綱第2条に規定する支給対象者の要件に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第49条 条例別表第2の26の項の規則で定める事務は、瀬戸市特別支援教育就学奨励費支給要綱第4条に規定する奨励費の支給区分となる保護者の収入に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第49条 条例別表第2の24の項の規則で定める事務は、瀬戸市特別支援教育就学奨励費支給要綱第4条に規定する奨励費の支給区分となる保護者の収入に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

#### 附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。